

令和5年度介護ロボット導入促進事業費補助金注意事項

1 令和4年度からの主な変更点

要綱及び Q&A 等の改正を行いましたので、必ず今年度の要綱及び Q&A 等に沿って事業を実施してください。なお、主な変更点は以下のとおりです。

(1) 相談窓口等への相談について

本補助金を活用して、移動支援機器、移乗支援機器を導入する場合は、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口や介護生産性向上総合相談センターへの相談が必須となりますので、交付申請時までには必ずご相談ください。

○相談窓口

とやま介護テクノロジー普及・推進センター

<ホームページ><https://toyama-kaitech.jp/>

<電話番号>076-432-6305

※富山県にありますが、岐阜県を所管しています。直接ご相談ください。

(2) 厚生労働省への導入効果報告について

これまで県へ導入から3年間、進捗状況等を報告いただいておりますが、導入翌年度については、厚生労働省への導入効果報告も必要となります。詳細については、現時点で未定であり、別途厚生労働省から通知がある予定です。

2 申請書類等の提出方法

書類により、提出方法が異なりますのでご注意願います。

(1) 郵送+メール 両方での提出が必要なもの

	郵送(紙ベース)	メール(電子データ)
交付申請書	カタログ、見積書等添付書類を含む提出書類一式	・別記第1号様式 ・所要額調書(別紙1) ・介護ロボット導入等計画(別紙2) ・連絡先確認調書
内容の変更承認申請書	カタログ、見積書等添付書類を含む提出書類一式	・第2号様式 ・所要額調書(別紙1) ・介護ロボット導入等計画(別紙2)
実績報告書	補助対象事業を実施した証明書類の写し等添付書類を含む提出書類一式	・第4号様式 ・所要額調書(別紙1) ・介護ロボット導入等計画(別紙2)

※当県のシステム上、大容量データは受信できません。必ず指定された様式のみをメールでお送りください。

※電子管理を行うため、電子データはPDF化することなく、エクセルファイルで、お送りください。

(2) 郵送またはメール、どちらかでの提出でよいもの

- ・事業の中止・廃止承認申請書(第2号様式)
- ・交付申請取下書(第3号様式)
- ・交付請求書(第5号様式)

(3) メールで提出するもの

- ・毎年の進捗状況報告 ※大容量となる場合は、分割送付等をお願いします。

3 その他

- ・申請予定の介護ロボット機器が交付要綱の介護ロボットの定義に合致しているか、必ず確認してください。
- ・本補助金に関する質問は原則、ホームページに掲載している質問書にてお願いします。なお、例年多くの方からご質問をいただいております。できるだけ迅速に回答するために、ご質問につきましては介護事業所からのみ受け付けます。メーカー等の方はご遠慮願います。
- ・交付申請書に添付する見積書は、必ず有効期限内のものを添付してください。
- ・交付申請は先着順ではありません。提出期限までに提出があった事業者を交付対象事業者としますが、補助交付額が予算額を上回る場合は、下記のとおり対応する場合があります。

(1) 下記の観点から優先採択を行う場合があります。

- ・過去に当該補助金を利用したことがない事業者を優先採択します。
- ・「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の認定事業者及び取組宣言事業者を優先採択します。
- ・介護ロボット機器の導入を優先採択します。

(2) 交付申請書の内容を審査し、補助台数等の調整、補助金額の減額を行う場合があります。

- ・交付決定後に事業着手(発注・契約等)をしてください。交付決定前の着手は対象外となります。
- ・申請した年度内に納品及び支払い完了する必要があります。年度を過ぎた納品及び支払いは例外なく対象外となります。
- ・介護ロボットを導入した日の属する年度の翌年度から3か年、導入したロボットによっ

て得られた効果などの進捗状況を報告していただく必要があります。本報告は補助金交付の要件となっていますので漏れの無いようご報告願います。

- 当課からの連絡及びご案内は、交付申請時にお聞きした連絡先へさせていただきます。異動・退職により担当者が変更となる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、新しい連絡先を当課へご報告願います。